

第8回 コンプライアンス委員会を実施しましたので、下記の通り公開致します。
なお、お客様の機密情報や個人情報においては、非公開にしている部分があります。

株式会社上村組
コンプライアンス委員会
委員長 上村学（代表取締役）

日時：平成 29 年 6 月 6 日 10:00～12:00

現場地域の清掃について

第7回のコンプライアンス委員会において、解体現場での地域コミュニケーションの必要性が議論されました。その結果、地域とのコミュニケーションをどのようにとるか、従業員と協力業者で話し合いをすることが決まりました。29年1月8日に安全大会の際に、解体現場においては、毎週金曜日の11:45～12:00に現場近くの地域清掃を行うことになりました。

パンフレットの改訂

第7回のコンプライアンス委員会において、パンフレットには、実績や資格、有資格者情報などを入れ状況公開を積極的にするよう委員から意見が出されました。

現在、パンフレットを更新すると共に web サイトにおいても、実績や資格、有資格者情報を掲載しております。

<審議事項>

社員とのコミュニケーションについて

委員意見 ・現在、社会的に人材不足が叫ばれています。また、給料の増額なども良く聞きます。上村組においても、従業員の環境整備を行い、従業員にとって充実した職場にするために、賃金や労働環境の見直しをする機会を作るべきではないか・。

決定事項 ・ 現在、組織改革の検討中です。従業員の役職や会議体の整備など検討しています。次回のコンプライアンス委員会までに草案を構築します。

取引先業者評価について

委員意見 ・ 昨今、建設業界においても、廃棄物処理法や暴力団対策法において、資格の取り消しなどが行われています。協力業者や取引先において、そのような事態になれば、工事中の案件でも工事がストップするなどのリスクがあります。そのような事態が起きないように、取引先の監査などを実施する必要があります。

・ 取引先だけではなく、当社の従業員においても暴力団対策法の対策を行っておく必要があります。

決定事項 ・ 当社の社員において、暴力団対策法において指定される組織との関係を持たないことや守秘義務についての契約を交わす。

・ 取引先、協力会社においても、暴力団対策法や廃棄物処理法に関するチェックシートと誓約書を配布する。

・ 取引先、協力業者について3年に周期で監査を行う。